| | |
|---|---|
| マートウェルネス住宅等推進事業を除く。）、防災・省エネまちづくり緊急促進事業、耐震対策緊急促進事業（耐震対策緊急促進事業に係る事務事業を除く。）、密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）及び空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）に限る。） |
| 二　（略） |

| | |
|---|---|
| マートウェルネス住宅等推進事業及び住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を除く。）、防災・省エネまちづくり緊急促進事業、耐震対策緊急促進事業（耐震対策緊急促進事業に係る事務事業を除く。）、密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業を除く。）及び空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行う住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を除く。）に限る。） |
| 二　（略） |

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成三十年度の予算に係る補助金等から適用する。平成二十九年度以前の予算に係る補助金等の交付については、なお従前の例による。

**○防衛省告示第七十一号**

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成三十年三月三十一日次のとおり決定された。

平成三十年四月二日

防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎一部返還

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 六〇五一 | 普天間飛行場 | 宜野湾市 | 国有 | 土地：約一六〇平方メートル |
| | | | 公有 | 土地：約一、九〇〇平方メートル |
| | | | 民有 | 土地：約一、七〇〇平方メートル |
| | | | | 平成三十年三月三十一日 |
| | | | 国有 | 土地：約一、九〇〇平方メートル |
| | | | 民有 | 土地：約三二、〇〇〇平方メートル |
| | | | | 平成三十年三月三十一日 |
| 六〇五六 | 牧港補給地区 | 浦添市 | 国有 | 土地：約二、三〇〇平方メートル |
| | | | | 航空自衛隊がベースオペレーション施設用地として共同使用する。 |
| 二〇〇一 | 三沢飛行場 | 三沢市 | 国有 | 土地：約九、四〇〇平方メートル |
| | | | | 所沢市が市道用地として共同使用する。 |
| 三〇四九 | 所沢通信施設 | 所沢市 | 国有 | 土地：約三二、〇〇〇平方メートル |
| | | | | ハウステンボス株式会社が来客者用駐車場として共同使用する。 |
| 五一一九 | 針尾住宅地区 | 佐世保市 | 国有 | 使用期間：平成三十一年三月末までの間、十三回程度、一回当たり一日から三日、合計二十日程度 |

◎共同使用

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 二〇〇一 | 三沢飛行場 | 三沢市 | 国有 | 土地：約三二、〇〇〇平方メートル |
| | | | | 平成三十年三月三十一日 |

◎追加提供

| 施設番号 | 施設名 | 所在地名 | 所有関係 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 三〇一三 | 横田飛行場 | 立川市、福生市、武蔵村山市、羽村市、東京都西多摩郡瑞穂町 | 国有 | 建物：約六〇平方メートル |
| | | | | 工作物：水道等 |
| | | | 国有 | 自転車置場等として追加提供する。 |
| 三〇八七 | 池子住宅地区及び海軍補助施設 | 逗子市 | 国有 | 工作物：囲障等 |
| | | | | 境界フェンス等として追加提供する。 |
| 三一〇二 | 相模原住宅地区 | 相模原市 | 国有 | 工作物：水道等 |
| | | | | ユーティリティとして追加提供する。 |
| 四〇九二 | 岩国飛行場 | 岩国市 | 国有 | 建物：約八、七〇〇平方メートル |
| | | | 国有 | 工作物：門等 |
| | | | | 愛宕カルチャーセンター等として追加提供する。 |
| 五一二四 | 北熊本駐屯地 | 熊本市 | 国有 | 建物：約八一〇平方メートル |
| | | | | 訓練施設として追加提供する。 |
| | | | | 使用期間：年約六週間 |
| | | | | 陸上自衛隊北熊本駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。 |
| 六〇〇五 | 伊江島補助飛行場 | 沖縄県国頭郡伊江村 | 国有 | 建物：約六〇平方メートル |
| | | | 国有 | 工作物：水道等 |
| | | | | ポンプ室等として追加提供する。 |
| 六〇〇九 | キャンプ・シュワブ | 名護市 | 国有 | 建物：約一三〇平方メートル |
| | | | 国有 | 工作物：門等 |
| | | | | 屋根付講習場等として追加提供する。 |
| 六〇二九 | キャンプ・コートニー | うるま市 | 国有 | 建物：約九八〇平方メートル |
| | | | 国有 | 工作物：囲障等 |
| | | | | 管理棟等として追加提供する。 |
| 六〇三六 | トリイ通信施設 | 沖縄県中頭郡読谷村 | 国有 | 建物：約一一、〇〇〇平方メートル |
| | | | 国有 | 工作物：門等 |
| | | | | 管理棟等として追加提供する。 |
| 六〇三七 | 嘉手納飛行場 | 沖縄市 | 国有 | 建物：約六、〇〇〇平方メートル |
| | | | 国有 | 工作物：門等 |
| | | | | 倉庫等として追加提供する。 |
| 六〇五六 | 牧港補給地区 | 浦添市 | 国有 | 建物：約一、一〇〇平方メートル |
| | | | 国有 | 工作物：門等 |
| | | | | 事務所等として追加提供する。 |